

足利市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の概要

少子化対策・子育て支援策として、子育てに関する費用負担を軽減するため、足利市国保に加入している 18 歳以下の被保険者に係る国民健康保険税を減免しようとするものです。

2 減免の対象者

18 歳以下の被保険者

3 減免の対象となる国民健康保険税

18 歳になる日が属する年度分までの被保険者均等割額の全額

4 1 人当たりの減免額

(1) 未就学児

合計：17,100 円（医療分：13,200 円、後期分：3,900 円）

※国の制度として 1/2 減額措置あり

(2) 小学生から 18 歳以下まで

合計：34,200 円（医療分：26,400 円、後期分：7,800 円）

5 減免の申請

減免の申請は不要とし、住民基本台帳等により確認し、減免を行う。

6 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日（令和 6 年分の国民健康保険税から適用）